

▽ ナイスライフいせだの利用料は、

介護保険一割負担分 + **介護保険対象外サービス分（食費・居住費・その他の費用）**

で構成されています。

▽ 介護保険一割負担分は、介護度に応じて利用負担額が異なります。一定以上の所得がある65歳以上の利用者は、2割または3割負担となります。

□ 利用料金（介護保険一割負担分）

介護度	1ヶ月（30日）あたりの負担分	1ヶ月（30日）の合計金額 （加算分を合わせたもの）
要支援2	23,416円	27,279円
要介護度1	23,539円	27,621円
要介護度2	24,648円	28,888円
要介護度3	25,264円	29,697円
要介護度4	25,880円	30,295円
要介護度5	26,435円	30,927円

* 1単位あたり10.27円で換算しています

各種加算	
認知症ケア加算 I	93円（全介護度共通・介護予防は除く） ※事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合に1日につき3単位が加算されます。
介護職員処遇改善加算 I	1月につき基本サービスの総単位数に、サービス別加算率（111%）を乗じた単位数で算定されます。 ※介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対しサービス（介護予防サービス）を行った場合に加算される。
介護職員特定処遇改善加算 II	1月につき基本サービスの総単位数に、サービス別加算率（27%）を乗じた単位数で算定されます。 ※介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対しサービス（介護予防サービス）を行った場合に加算される。
サービス提供体制強化加算 I	185円（全介護度共通） ※指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であれば、1日につき6単位が加算されます。
初期加算	1日31円（全介護度共通） ※入居した日から30日以内は「初期加算」として1日30単位の加算がされます。

その他の費用

家賃	月額	40,000円
食材料費	日額	1,200円
水道光熱費	月額	20,000円
共益費	月額	15,000円
家電製品持ち込み料	日額	50円
		(1品につき)
他理美容代、おむつ代は実費		